

<添付書類1>

孔子学院奨学金の給付基準(参考訳)

孔子学院奨学金はその助成内容によって全額奨学金と部分奨学金に分けられる。全額奨学金には学費、宿舍費(寮費)、生活費(4週間研修生は対象外)および総合医療保険費用が含まれる。部分奨学金には学費、宿舍費(寮費)と総合医療保険の保険料が含まれる。

1. 学費については受入れ大学側で奨学生の育成と管理および文化活動に統一的、計画的に用いられるものとし、そのうち年度学費(一学期研修生の場合は一学期間の学費)には1回の HSK と1回の HSKK 受験費用(修了前に受験)が含まれる。学費には教科書代や観光地の入場料は含まれない。
2. 宿舍費(寮費)は受入れ大学側が統一的、計画的に使用し、奨学生に無償で寮を提供するものとする。一般には二人相部屋とする。奨学生本人が申請し受入れ大学側が許可した場合は、学外の宿舍(宿泊施設)を選択することもできる。学外の宿舍を選択する場合は、受入れ大学側から毎月あるいは4か月ごとに宿舍費用を給付する。その基準は毎月1人あたり 700 人民元とする。
3. 生活費は受入れ大学側から毎月全額奨学生に対して支給される。四年制学部生、一年間の研修生、一学期間の研修生の基準は月額 2,500 人民元、中国語国際教育専攻大学院生の基準は月額 3,000 人民元とする。
 3. 1. 奨学生は受入れ大学が決めた入学報告期日以内に受入れ大学で学籍の登録を済ませなければならない、そうでない場合は奨学金の受給資格を取り消す。
 3. 2. 当月の 15 日まで(15 日を含む)に大学に到着して登録を済ませた者に対しては、当月は生活費の全額を支給する。15 日以降に登録を済ませた者に対しては、当月は半月分の生活費を支給する。卒業(修了)月の生活費については、大学が決めた卒業(修了)日の半月後まで支給するものとする。
 3. 3. 在学期間中(夏休みと冬休み期間中は除く)、個人的理由により 15 日間以上中国を離れた者に対しては、中国に滞在しなかった期間分の生活費は支給しない。
 3. 4. 個人的理由により休学、退学する者あるいは大学の規則に違反して処分を受けた者に対しては、受入れ大学は休学、退学あるいは処分の通知日以降の生活費の支給を停止する。
4. 総合医療保険については中国教育部が決めた在中国留学関連規程により統一的に付保するものとする。保険料については、四週間の研修生は一人あたり 100 人民元、一学期間の研修生は一人あたり 400 人民元、一学年以上の研修生は一人あたり年間 800 人民元とする。

5. 毎学期の新入生と在校生の登録票、奨学金資格取り消し、奨学金および生活費の支給停止の処理報告ならびに新しく来た奨学生の保険証明等の資料は、学期・学年がスタートして 30 日以内に漢弁の試験・奨学金処に提出しなければならない。

孔子学院本部／国家漢弁

2017年2月28日

(翻訳者:APU 孔子学院長 杉田欣二)